

『最低賃金の引上げに向けた支援策を知りたい』

最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業

- ① 専門家派遣・相談等支援事業：中小企業事業者からの賃金引上げに向けた経営・労務管理に関する相談に対して、経営・労務管理の専門家によるアドバイスと専門家派遣を行います。
- ② 業務改善助成金：労働能率増進のための設備導入等により、時間給 800 円未満の労働者の賃金を引き上げた中小企業事業者に対して、当該設備導入等の経費の一部を助成します。
- ③ 業種別中小企業団体助成金：業界内の労働者の賃金底上げを目的に、販路拡大のための市場調査や新たなビジネスモデル開発などを行う団体に対して、当該取組の経費を助成します。

対象となる方

(1) 専門家派遣・相談等支援事業

賃金の引上げを検討されている中小企業事業者

(2) 業務改善助成金

地域別最低賃金が 800 円未満の次の地域に所在する中小企業事業者※

助成金対象地域

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

※ 中小企業事業者とは、業種に応じて①「資本の額または出資の総額」または②「常時使用する企業全体の労働者数」のいずれかの要件を満たす事業主です。

業 種	①資本の額または出資の総額	②常時使用する企業全体の労働者数
一般産業(下記以外)	3億円以下の法人	300人以下
卸売業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小売業	5,000万円以下の法人	50人以下

(3) 業種別団体助成金

全国規模の中小企業団体のうち、次のいずれにも該当する団体です。

- ① 全国規模の事業主団体
- ② 中小企業事業者の占める割合が、構成員全体の3分の2以上である中小企業団体
- ③ 次の33業種に該当する業界団体

- ① 飲食料品小売業 ② 飲食店 ③ その他の事業サービス業(ビルメンテナンス等) ④ その他の小売業
- ⑤ 食料品製造業 ⑥ 洗濯・理容・美容・浴場業 ⑦ 宿泊業 ⑧ 社会保険・社会福祉・介護事業
- ⑨ 道路旅客運送業 ⑩ 持ち帰り・配達飲食サービス業 ⑪ 繊維工業 ⑫ 飲食料品卸売業 ⑬ 医療業
- ⑭ 道路貨物運送業 ⑮ 各種商品小売業 ⑯ 娯楽業 ⑰ 織物・衣服・身の回り品小売業
- ⑱ その他の卸売業 ⑲ 総合工事業 ⑳ 職業紹介・労働者派遣業 ㉑ 職別工事業(設備工事業を除く)
- ㉒ その他の生活関連サービス業 ㉓ プラスチック製品製造業(別掲を除く) ㉔ その他の教育、学習支援業
- ㉕ 不動産賃貸業・管理業 ㉖ 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- ㉗ 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む) ㉘ 電気機械器具製造業 ㉙ 部品賃貸業
- ㉚ 設備工事業 ㉛ 金属製品製造業 ㉜ 印刷・同関連業 ㉝ 輸送用機械器具製造業

支援内容

(1) 専門家派遣・相談等支援事業

中小企業事業者からの賃金引上げに向けた経営・労務管理に関する相談や専門家派遣に応じるため、すべての都道府県に「最低賃金総合相談支援センター」を設置し、経営・労務管理の専門家によるアドバイスと、相談内容に応じた専門家の派遣を行います。

(2) 業務改善助成金

地域別最低賃金が 800 円未満の地域に所在する中小企業事業者のうち、労働能率増進のための設備導入等により、事業場内の最低賃金を 60 円以上引き上げた事業者に対して、当該設備導入等の経費の2分の1(常時使用する労働者の数が、企業全体で 30 人以下の事業場は4分の3)を助成します(上限 100 万円)。

<設備導入の例>

- ・POS レジシステムの導入による在庫管理の短縮
- ・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ・インターネット受発注機能があるホームページの作成による業務の効率化
- ・顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化
- ・専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上 など

(3) 業種別団体助成金

業界内の労働者の賃金底上げを目的に、販路拡大のための市場調査や新たなビジネスモデル開発など、労働能率増進等のための取組を行う全国的な中小企業団体のうち、厚生労働大臣が適当と認めた団体に対して、2,000万円を上限に当該取組の経費を助成します。

<取組例>

- ①市場調査 ②新ビジネスモデル開発、実験
- ③材料費、水光熱費、在庫等の費用の低減実験(労働費用を除く)④下請取引適正化への理解促進
- ⑤販路の拡大等の実現を図るための展示会開催および出展事業 など

ご利用方法

お問い合わせ先

①専門家派遣・相談等支援事業および②業務改善助成金について

最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。

労働局の所在地一覧は以下のURLをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

③業種別団体助成金について

厚生労働省労働基準局労働条件政策課賃金時間室 電話:03-5253-1111(内線:5533)